

一般財団法人 Innovation of FUJI

2025 年度 海外留学支援奨学金募集要項

募 集 要 項	
趣 旨	<p>一般財団法人 Innovation of FUJI（以下、本財団）は、世界に誇る日本の「食衣住」、とりわけ「食」に関する文化並びに科学技術等（食材の研究、発酵学、保存技術、おいしさや香りの研究等）に関し、伝統の強みを礎としながら、新しい創意工夫等を取り入れ、グローバルに「新たな価値」＝「イノベーション」を提供できる有意な人材や団体等を育成するための助成・支援を行うことで、日本の食の文化・食の科学技術等のさらなる振興と向上に寄与することを目的とする。</p>
特 徴	<p>この奨学金の特徴は次のとおりです。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.奨学金は給与とし、返済の義務はありません。 2.奨学生の卒業後の就職、その他一切については、本人の自由とします。 3.他の奨学金等との併用 貸与型奨学金：併用可 返済不要の給付型奨学金： <短期>併用可 <長期>併用不可（日本学生支援機構と学内の奨学金を除く） 授業料減免制度：併用可 4.当財団の奨学生でないもの。 5.採用予定数：17名程度（短期11名、長期6名）
応 募 資 格	<ol style="list-style-type: none"> 1.向学心に富み、学業優秀であり、かつ、品行方正であるもの。 2.チャレンジ精神が旺盛で国際感覚をもつもの。 3.下記に該当する学生で在学中であること。 4.学校の事務局を通じて応募したもの。 5.食に係わる学部・学科・コース（食文化・食マネジメント・食科学・農学部・水産学部などを含む）で学ぶ大学生・大学院生 調理・製菓などを職業として目指す専門学校生
奨 学 金	<p>■給付金額： 短期（1週間以上、1か月未満）20万円 長期（1年程度）200万円</p> <p>■給与期間と給与方法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.短期海外留学支援奨学金：海外留学費用の払込の前までに一括支給する。 2.長期海外留学支援奨学金：海外留学費用の払込の前までに金120万円とし、出発後4か月目、8か月目にそれぞれ金40万円支給する。
奨 学 金 の 休 止、 停 止 ま た	<ol style="list-style-type: none"> 1.退学したとき。（在籍している学校を退学し他の学校に編入学する場合を含む） 2.奨学生が学校の在籍資格を失ったとき。

<p>は 廃 止 事 由</p>	<p>3.留学を伴わない休学、長期欠席をしたとき。 4.傷い、疾病などのため成業の見込みがなくなったとき。 5.奨学生の学業成績または性行が不良となったとき。 6.留学を中止・中断したとき。 7.その他奨学金を必要としない理由が生じたとき。 8.本財団が指定する義務を怠ったとき。 9.その他奨学生として適当でない理由が生じたとき。</p>
<p>手 続 き</p>	<p>■提出書類 1.奨学金申込書（本財団指定用紙を使用すること） 2.大学・専門学校の成績証明書 3.大学・専門学校からの推薦書（フォーマットは任意） ※本人をよく知る担当教員が作成した推薦書で、学校名・本人の氏名・推薦者の氏名・推薦理由が記載されているもの。 4.大学・専門学校の在学証明書 5.留学内容が分かる資料のコピーやパンフレット等 6.審査のためのレポート（奨学金申込書に含まれております。）</p> <p>■提出方法 本人が書類を揃えて、<u>大学・専門学校事務局</u>が本財団宛てに郵送、又はWEB申請すること。 ※大学・専門学校事務局を介さず個人で応募したものは受理できません。 必ず所属する学校の事務局を通じて応募ください。</p> <p>■提出期限 2024年10月31日 財団必着</p> <p>■提出先（連絡先） 〒532-0003 大阪市淀川区宮原4丁目1番9号 一般財団法人 Innovation of FUJI 事務局 zaidan@innovation-of-fuji.or.jp TEL：06-6350-1087 FAX：06-6350-1092</p>
<p>奨学生の決定</p>	<p>1.奨学生の決定は、本財団の奨学生選考委員会の選考を経て理事会が行い、その結果を本人に通知します。 2.選考の経過および決定の理由は公表しません。 3.選考方法 <短期>書類選考のみ <長期>一次選考：書類選考 二次選考：Web面接（一次選考通過者のみ） 4.お送りいただいた書類は返却いたしません。</p>

奨学生の義務	<p>奨学生は次に定める義務を履行する必要があります。</p> <p>1.財団の開催する認定式に出席するとともに、本財団からレポート、制作物などの提出を求められた場合（年2回程度）は遅滞なく提出すること。</p> <p>各行事に参加するための交通費、必要な場合の宿泊費は、財団より支給します</p> <p>2.下記の場合、当財団へ届け出ること</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 休学するとき ② 復学するとき ③ 大学・専門学校より停学処分を受けたとき ④ 退学するとき ⑤ 他の大学・専門学校や学部に編入することが決まったとき ⑥ 当財団の奨学金受給を辞退するとき ⑦ 他の給付型奨学金を受給することが決まったとき ⑧ 当財団に登録した情報等（氏名、住所、電話番号、メールアドレス、振込口座等）に変更があったとき
個人情報の取扱いについて	<p>応募の際に提出していただく個人情報は、奨学生の選考以外には一切使用いたしません。</p>